

奈良県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

奈良県予算規則の一部を改正する規則

奈良県予算規則（昭和三十九年三月奈良県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一百七十三条の二」を「第一百七十三条の三」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（かいの特例）

2 当分の間、総務部知事公室南部東部振興課、総務部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室、総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター及び食と農の振興部豊かな食と農の振興課中央卸売市場再整備推進室については、第二条第二項に規定するかいとみなす。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。